

平成30年9月

平成31年度の税制改正に関する要望書

名古屋税理士政治連盟

会長 前原明弘

最重点要望事項

【消費税】

- 消費税の単一税率を維持すること。
〔要望事項7〕 6頁参照
- 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。
〔要望事項8〕 6頁参照

【所得税】

- 所得控除を見直すこと。
〔要望事項1〕 1頁参照

平成31年度の税制改正に関する要望

本連盟は、平成31年度の税制改正に際し、特に緊急かつ重要と思われる10項目について要望書を取りまとめました。

この要望書は中小企業者等、納税者の適正な税負担を求めて、次のような視点から提言をしています。

1. 公平な税負担
2. 理解と納得のできる税制
3. 適正な事務負担
4. 時代に適合する税制
5. 透明な税務行政

国会議員の皆様におかれましては、本連盟の意とするところをお汲み取り頂き、党内審議及び国会審議に際しましては、本連盟の要望実現に向けて是非ともご尽力、ご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成30年 9 月

名古屋税理士政治連盟

会長 前原明弘

目 次

税制改正に関する重点要望事項

【所得税】

- ◎ 1. 所得控除を見直すこと。 1 頁
- 2. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。 2 頁
- 3. 青色申告者に係る純損失の繰越控除期間等を延長すること。 3 頁

【中小法人税制】

- 4. 繰越欠損金の控除限度額の縮減は中小法人に適用しないこと。 4 頁
- 5. 事業税の外形標準課税は中小法人に適用しないこと。 4 頁

【法人税・所得税共通】

- 6. 少額の減価償却資産における取得価額基準を統一すること。 5 頁

【消費税】

- ◎ 7. 消費税の単一税率を維持すること。 6 頁
- ◎ 8. 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、
新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。 6 頁

【地方税】

- 9. 償却資産に係る固定資産税を抜本的に見直すこと。 7 頁

【納税環境整備・その他】

- 10. 個人事業者番号を導入すること。 8 頁

税制改正に関する重点要望事項

【所得税】

◎ 1. 所得控除を見直すこと

〔理由〕

(1) 年少扶養控除の復活（所得税法第2条）

年少者（16歳未満）に対する扶養控除は子ども手当の財源としてその制度が廃止された。しかし、その後子ども手当は廃止（児童手当へ改組）されたにもかかわらず、当該制度は廃止されたままである。

安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しする観点からも早急に16歳未満の扶養親族も控除対象扶養親族に含めるべきである。

(2) 寡婦（寡夫）控除の見直し（所得税法第79条、第81条）

特別な人的控除として社会的に不利な状況にある母子家庭には寡婦控除が設けられているが、同様な立場である父子家庭に対する寡夫控除との間には適用要件や特別加算の有無の点で差がある。男女平等の観点からすれば差を設けるべきでなく、寡婦（寡夫）控除の適用要件と控除額を見直すべきである。

また、未婚の親の場合には寡婦（寡夫）に該当せず、税制上の救済が行われていないため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親家庭に対して、新たな税制上の手当が必要である。

(3) 災害損失控除の創設

昨今、地震及び豪雨等の自然災害が多発している。災害による損失は、

通常、盗難又は横領による損失よりも多額になり、激甚災害の場合は、被災地域の経済基盤が回復するまでには相当の期間を要する。また、災害による損失額を最大限に勘案することは、被災者のみならず納税者の理解と納得が得られると考えられること等の観点から、雑損控除から災害による損失を独立させて災害損失控除とすべきである。

具体的には次のような措置が考えられる。

- 所得控除における控除の順序を最後にする。
- 繰越控除期間を10年以上とする。
- 災害のあった年分での適用のほか、前年分への遡及適用を認める。
- 資産損失だけでなく、避難のための移転やそれに伴う費用も控除対象とする。

2. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。

(所得税法第69条・租税特別措置法第31条第1項、第32条第1項)

[理 由]

損益通算制度は、適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度であるが、平成16年度の改正により土地建物等の譲渡損益と他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止され、担税力を失った部分にも課税することになった。さらに、この損益通算等の廃止によって、事業運営不振を補てんするため等の遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への一層の足かせとなっている。

したがって、土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めるべきである。

3. 青色申告者に係る純損失の繰越控除期間等を延長すること。

(所得税法第70条、第71条・租税特別措置法第37条の12の2)

[理 由]

純損失の繰越控除は、暦年単位で所得税の課税が行われているが事業自体は継続しているため、各年分間の所得金額と欠損金額の平準化を図り、担税力の調整をするための制度である。

平成23年度税制改正において増額更正及び減額更正並びに更正の請求期間が原則5年で統一された。また、平成27年度税制改正により、青色申告法人の欠損金の繰越控除期間が9年から10年に延長されたこと並びに更正及び更正の請求の期間が10年に延長されることとなった。これらの期間と比較すると、青色申告者の繰越控除期間が3年であることは明らかに均衡を失している。例えば、ある年分において、1,000万円の純損失が生じた場合、その後の3年間において併せて600万円の所得が発生したとしても、残った400万円は切り捨てられることになる。

したがって、青色申告者の純損失の繰越控除期間を少なくとも5年に延長すべきである。また、上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間及び雑損失の繰越控除期間も併せて延長すべきである。

【中小法人税制】

4. 繰越欠損金の控除限度額の縮減は中小法人に適用しないこと。

(法人税法第57条)

〔理由〕

企業活動の継続性と業績回復を支援する観点からは、企業規模の大小を問わず、繰越欠損金には控除制限を設けるべきではない。特に中小法人は、大法人と比較して事業基盤の弱い法人が多く、控除制限により資金繰りを圧迫することとなる。業績回復の阻害要因とならないように、中小法人に対しては現行の繰越欠損金の100%控除制度を維持すべきである。

5. 事業税の外形標準課税は中小法人に適用しないこと。

(地方税法第72条の2)

〔理由〕

法人事業税の外形標準課税の課税標準である付加価値割の大半は給与であり、中小法人は大法人と比較すると労働分配率が高いことから、中小法人に外形標準課税が適用された場合には、その雇用の維持と創出に影響を及ぼすこととなる。また、欠損法人等の担税力のない中小法人の資金繰りを圧迫することとなり、設備投資を控える要因ともなる。さらに、都市部より地方の企業に税負担が増える傾向にあり、企業の地域間格差が広がるおそれがある。したがって、中小法人の雇用確保と資金繰りの悪化を防ぐためだけでなく、地方創生の観点からも、中小法人には法人事業税の外形標準課税を適用すべきではない。

【法人税・所得税共通】

6. 少額の減価償却資産における取得価額基準を統一すること。

(所得税法施行令第138条、第139条・法人税法施行令第133条、第133条の2・租税特別措置法第28条の2、第67条の5)

〔理由〕

30万円未満の減価償却資産については、措置法による中小企業者の特例や一括償却などの方法が併存し、複雑な制度となっている。事務負担の軽減及び投資の促進のために、個人・法人の区別なく、また法人の規模・種類を問わず、全額必要経費又は損金に算入できる減価償却資産取得価額基準を、一律30万円未満に統一すべきである。

【消費税】

◎7. 消費税の単一税率を維持すること。(消費税法第29条)

〔理由〕

複数税率（軽減税率）制度は、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること、逆進性対策として非効率であること、財政が毀損し社会保障給付の抑制が必要となること等の理由から、単一税率制度を維持すべきである。

◎8. 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。

(消費税法第9条)

〔理由〕

前々年又は前々事業年度を基準期間として当該課税期間の納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者となったり、反対に、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下であっても納税義務を負ったりするような不合理な現象が生じる。

平成23年度税制改正をはじめとする数次の改正によってもなお、多額の課税売上高を有しながら免税事業者となる余地が一定程度残っており、根本的な解決策とはなっていない。一方で、基準期間による納税義務の判定は複雑で難解なものとなっている。

また、免税事業者が多額の設備投資を行い、消費税の還付を受けようとする場合、課税期間開始前に「課税事業者選択届出書」を提出しなければならないが、この取扱いがすべての免税事業者に周知・理解されているとは言い難く、さらに、すべての免税事業者に課税期間開始前に届

出書を提出すべきか否かという高度な判断を求めることは困難である。届出書の事前提出を行わなかったために、消費税の還付を受けられなくなった事例は少なくない。

こうした弊害を解消するために、納税義務を判定するための基準期間制度を廃止して、すべての事業者を課税事業者として取り扱うこととし、その上で、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下の小規模事業者には、申告・納付を不要とする申告不要制度を創設すべきである。

【地方税】

9. 償却資産に係る固定資産税を抜本的に見直すこと。

(地方税法第383条)

〔理 由〕

償却資産課税について、(一財) 資産評価システム研究センターの「償却資産課税のあり方に関する調査研究－申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について－」(2018年3月)において、現行の賦課期日(1月1日)はそのままとし、申告期限については、現行制度(1月31日)と電子申告(eLTAX)に限り法人税の申告期限と一致させる新方式との選択制にするとの方向性が示された。事業者の事務負担軽減、市町村の課税事務効率化及び電子申告率の向上に伴う実務の簡素化・効率化の観点から評価できるものであり、まずは、これを早期に実現すべきである。

また、当面の課題として、下記の項目についても検討する必要がある。

- 中小企業の設備投資促進と事務負担軽減のため、免税点を現行150万円から倍額程度まで引き上げる。
- 租税特別措置法により費用化が認められる30万円未満の少額資産は、

償却資産課税の対象から除外する。

【納税環境整備・その他】

10. 個人事業者番号を導入すること。

〔理由〕

法人番号はインターネット上で公表され利用制限がないのに対し、個人番号はその取扱いが法令で限定されている。法人と個人事業者等の競争の中立性を確保し、その管理等に係る社会的コストを低減するために、個人事業者等について、法人番号と同様に運用上の制限が少ない「個人事業者番号」を導入し、その付番を選択的に受けられるようにする必要がある。